

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定より、介護老人保健施設においてご入所者様の医療にニーズに適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。

以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

○所定疾患施設療養費について

①対象となる疾患は以下のとおりです。

- ・肺炎
- ・尿路感染
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪（令和6年度より）

②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬・注射・処置などが行われた。

③診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。

④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。

⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

○年度別算定状況

疾患名/年月		令和6年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6
	日数	8	2	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	16
尿路感染	人数	1	1	2	2	0	1	0	0	0	1	0	1	9
	日数	1	4	7	5	0	7	0	0	0	7	0	5	36
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	6
心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
												算定人数計	17名	
												算定日数計	58日	

○対象疾患と主な治療内容

肺炎	血液検査、血中濃度測定などの診察結果をもとに抗生剤（内服・点滴）、水分補給（経口・点滴）など適時必要な治療を実施。
尿路感染	尿検査、血液検査などの診察結果をもとに、抗生剤（内服・点滴）、水分補給（経口・点滴）など適時必要な治療を実施。
带状疱疹	当該疾患において施設での治療が可能と判断された場合は、診察結果をもとに抗ウイルス剤の内服・点滴などの治療を実施。
蜂窩織炎	当該疾患において施設での治療が可能と判断された場合は、診察結果をもとに抗生剤（内服・点滴）などの治療を実施。
心不全の増悪	当該疾患において施設での治療が可能と判断された場合は、注射または酸素投与等の処置を実施。